

公益社団法人世田谷法人会 講師規程

(この規程の目的)

第1条 この規定は、事業の円滑な運営に資するため、公益社団法人世田谷法人会（以下「この法人」という。）が主催又は共催する講演会、説明会、研修会、交流会等（以下総称して「講演会等」という。）における講師料の金額を定めることを目的とする。

(講師料)

第2条 この法人の各地区、各委員会、各部会が主催、共催する講演会、説明会、研修会、交流会等における講師料は以下の金額の範囲内で支払うものとする。

- | | |
|-----------------------------|------------|
| (1) コンサルタントおよび講師等を生業にしている場合 | 200,000円程度 |
| (2) 士業・その他 | 50,000円程度 |

2 第1項各号に定める者以外の講師へ依頼する場合その他著名人・実績等に鑑み前項の規定を適用することを不相当とする特段の事情がある場合については、その都度理事会で審議し、社会通念上、妥当な講師料の範囲で、理事会の承認を得た金額を支払う。

(改 廃)

第3条 この規程の改廃は、この法人の理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 本規程は、平成24年3月16日から施行する。
- 2 本規程は、令和6年3月27日から施行する。